

不在者投票についての注意事項

■ 滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票が出来る期間

【期間】令和8年1月21日（水）～1月24日（土）4日間

【時間】①滞在先で選挙が行われていない場合

⇒ 通常は1月21日（水）～1月23日（金）

午前8：30～午後5：00

（滞在先の選挙管理委員会の執務時間内）

②滞在先で選挙が行われている場合

⇒ 午前8：30～午後8：00

（滞在先の選挙管理委員会によっては異なる場合もあります）

その投票は滞在先の選挙管理委員会が、紀宝町選挙管理委員会へ郵送しますが、投票日である1月25日（日）、あなたの属する紀宝町内の投票所閉鎖時刻までに到達させる必要がありますので、その日数を見込んでいただき、できる限り早く、滞在先の選挙管理委員会で投票を済ませてください。

■ 「不在者投票関係用紙(投票用紙、封筒)」が入っているポリ封筒は、絶対に開けないでください。万一、誤って開いてしまうと投票ができません。ご注意下さい。

投票は、必ず滞在先の選挙管理委員会が指定する場所で行ってください。投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を書き込んだ場合には、投票することができないので、そのまま滞在先の選挙管理委員会へ持参して、指示を受けて下さい。

■ 不在者投票をしなかった場合

不在者投票をしなかった場合には、投票当日に選挙人名簿に登録されている投票所で、今回送付されたもの一式を返還すれば、一般の投票ができます。

■ 不在者投票も、当日の投票も、しなかった場合

必ず、今回送付されたもの一式を紀宝町選挙管理委員会へ返還してください。

※ その他、ご不明な点は、滞在地の選挙管理委員会もしくは紀宝町選挙管理委員会へお問合せ下さい。